



In brief

A high-level look at current reporting issues

2023年7月28日
No. 2023-16

ISSBの動向ーTCFDの監督責任の委譲およびIFRSサステナビリティ開示基準のIOSCOによるエンドースメント

要点

- 証券監督者国際機構(IOSCO)は、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)の最初の2つの基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的開示要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」をエンドース(承認)しました。
- IFRS財団は、2024年時点で、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)から、気候関連の情報開示の監督を引き継ぎます。

論点

IOSCOは、IFRS S1号およびIFRS S2号のエンドース(承認)を決定したと発表しました。

IOSCOは、世界中の証券規制当局をまとめる国際機関であり、証券セクターの世界的な基準設定機関です。

今回の決定は、IOSCOによる基準の包括的なレビューおよびIOSCOとISSB間の広範囲にわたる関与を受けて行われました。IFRS S1号およびIFRS S2号の評価において、IOSCOは、本基準は「気候関連事項(中略)およびサステナビリティ関連情報に関する投資家重視の開示の、有効で均整のとれたグローバルフレームワークとして機能する」と結論付けました。実施された評価の詳細は、[IOSCOのウェブサイト](#)に掲載されています。

ISSBが行ったもうひとつの発表は、金融安定性理事会(FSB)の公表によれば、IFRS S1号とIFRS S2号は「TCFDによる作業の成就」であることを考慮し、IFRS財団が、2024年時点で、企業の気候関連開示の進捗に関する監督をTCFDから引き継ぐ、というものでした。

次のステップ

IOSCOは、投資家の一貫性ある比較可能な開示を促進するため、世界金融市場の95%超を規制する130の加盟国・地域に対して、当該国・地域におけるISSB™基準の採択、適用、あるいはそれ以外の情報提供

の方法を検討するよう求めています。各国・地域は現地企業の報告要求事項としてIFRS S1号およびIFRS S2号を採択するか否かを検討する必要があります。

IFRS財団は、[プレスリリース](#)の中でエンドースメント(承認)の発表に対してコメントを公表し、また、ISSBとIFRS財団はIFRS S1号とS2号の現地での採択を支援する仕組みを概説した[適用ガイドの概要](#)を公表しました。

さらに、IFRS財団は、[IFRS S2号とTCFD推奨事項の比較](#)を公表しました。これは過去にTCFDの推奨事項を適用し、将来、IFRS S2号に準拠する必要のある企業を支援するものです。

詳しい情報

IOSCOのプレスリリースの全文については、[IOSCOのメディアリリース](#)をご参照ください。

IFRS S1号およびIFRS S2号の詳細な内容については、[PwC In depth INT2023-05「IFRS Sustainability Disclosure Standards – Guidance, insights and where to begin」](#)(英語のみ)および[PwC In brief INT2023-15「IFRSサステナビリティ開示基準が公表される」](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.